

鳥取県地域訓練協議会設置要綱

1 目的

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）を実施するに当たり、国で策定する全国規模の総合的な職業訓練実施計画も踏まえ、地域における求職者の動向や訓練ニーズに対応した実施分野及び規模の設定、訓練実施機関の開拓等や地域の関係者の連携方策等について企画・検討を行う場として、鳥取県地域訓練協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

2 構成

(1) 協議会は、以下に掲げる者を参集者として構成する。

① 有識者

放送大学鳥取学習センター所長

② 労使団体その他産業界関係者

鳥取県商工会議所連合会幹事長、鳥取県商工会連合会専務理事、
鳥取県中小企業団体中央会専務理事、鳥取県経営者協会専務理事、
鳥取県社会福祉協議会常務理事、日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長

③ 教育・教育訓練機関等

高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部長、鳥取県立産業人材育成センター所長、
鳥取県私立学校協会専修各種学校部会理事、鳥取県職業能力開発協会専務理事、
株式会社建築資料研究社山陰支店長

④ 地方公共団体及び関係行政

鳥取県商工労働部雇用人材局長、鳥取県教育委員会事務局教育次長、
中国経済産業局地域経済部産業人材政策課長

⑤ キャリア形成サポートセンター

株式会社パソナ パソナ・松江マネージャー
（島根・鳥取キャリア形成サポートセンター）

⑥ 鳥取労働局

鳥取労働局長、鳥取労働局職業安定部長、鳥取公共職業安定所長

(2) 協議会には、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 会長

(1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

(2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

4 協議会の開催

協議会は、原則として年2回開催し、中央訓練協議会の開催に合わせて開催する。

5 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 鳥取県における公的職業訓練の訓練実施分野及び規模（目標）の設定に関すること。
- (2) 訓練実施機関の開拓や関係機関間の連携方策等に関すること。
- (3) 公的職業訓練の効果的な実施の推進に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること。

6 事務局

協議会の事務局は、鳥取労働局職業安定部に置く。

7 その他

- (1) 協議会の議事については、別に協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月25日から施行する。

改正後の要綱は、平成24年5月16日から施行する。

改正後の要綱は、平成24年11月21日から施行する。

改正後の要綱は、平成25年6月5日から施行する。

改正後の要綱は、平成26年6月11日から施行する。

改正後の要綱は、平成27年6月30日から施行する。

改正後の要綱は、平成27年11月25日から施行する。

改正後の要綱は、平成28年4月25日から施行する。

改正後の要綱は、平成29年5月31日から施行する。

改正後の要綱は、平成30年8月1日から施行する。

改正後の要綱は、令和元年6月4日から施行する。

改正後の要綱は、令和2年5月11日から施行する。